

○厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例

(平成16年6月28日)
(条例第13号)

改正 平成25年4月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、実費の弁償について必要な事項を定める。

(実費弁償の対象)

第2条 実費弁償の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会の求めに応じ出頭した者
- (2) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の求めに応じ出頭した参考人
- (3) 法第199条第8項の規定により、監査委員の求めに応じ出頭した者
- (4) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の公聴会に参加した者
- (5) 前各号のほか、管理者その他の執行機関若しくはこれらの附属機関又は議決機関の求めに応じ出頭し、又は参加した者

(実費弁償の額等)

第3条 前条に定める者に実費弁償として、厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員給与及び旅費に関する条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第7号）別表に定める旅費を支給する。

- 2 前項の旅費は、居所を起点として計算する。
- 3 実費弁償は、出頭又は参加の都度支給する。

(適用除外)

第4条 常勤の組合職員が、その職務の関係で出頭した場合、実費弁償は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。